



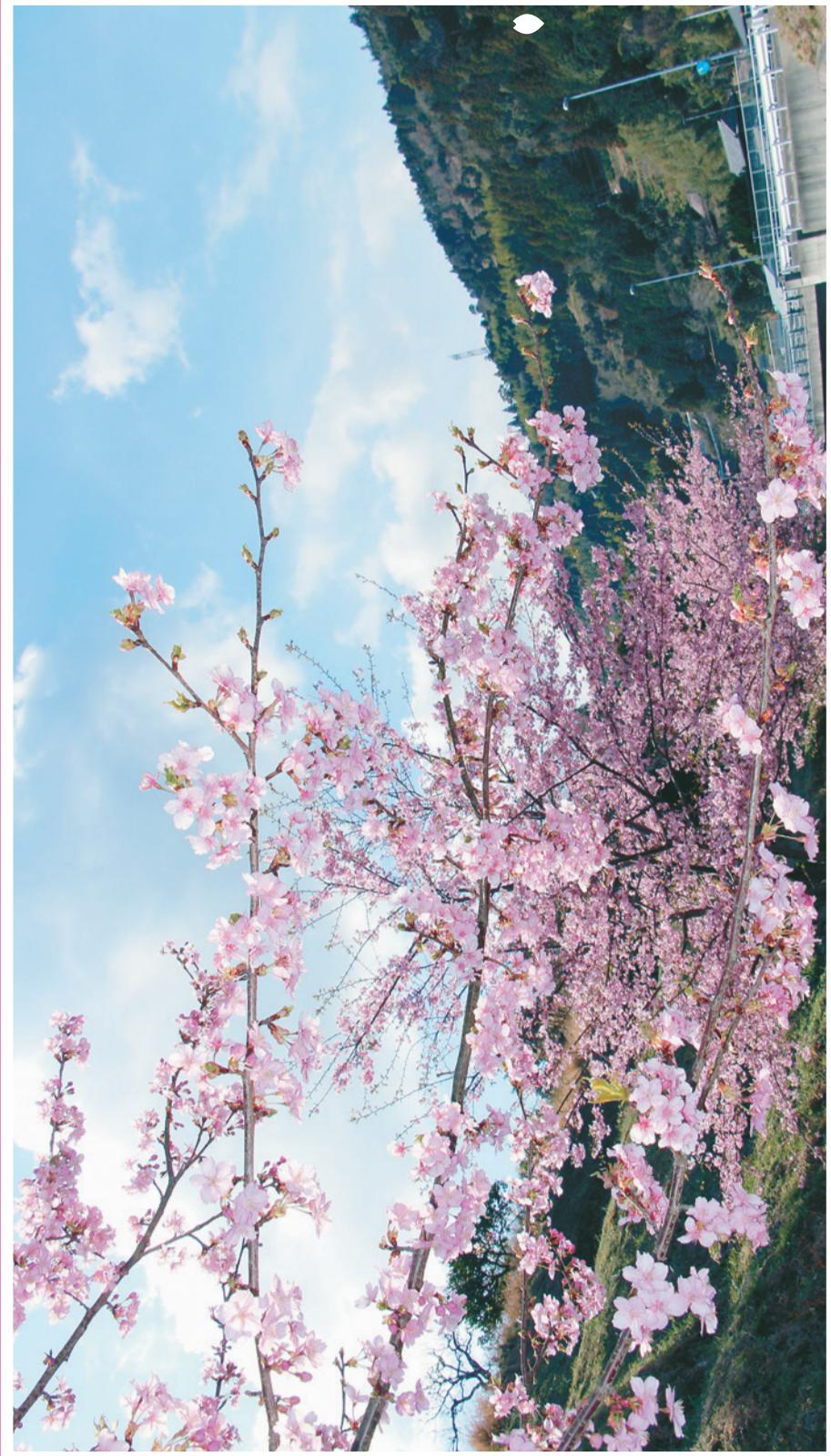
さなかづか

PUBLIC INFORMATION SANAGOCHI

佐那河内村広報誌
<http://www.vill.sanagochi.lg.jp>

平成29年4月15日発行
2017 | No.529
4月号

さくら咲く ふるさとの春



仁井田の河津桜
(3月8日撮影)

人のうごき(平成29年3月31日現在)
人口 2,433人(-17)
男 1,186人(-8) 女 1,247人(-9) 世帯数 947(+1)

*土・日・祝日および夜間
☎679-2111 I P.5000~5004
教育委員会 ☎679-2177
教育委員会 ☎679-2173 FAX.679-2173

総務企画課 ☎679-2113 産業環境課 ☎679-2970 建設課 ☎679-2115 保育所 ☎679-2217
住民税務課 ☎679-2114 健康福祉課 ☎679-2971 教育委員会 ☎679-2304 ○役場共通 FAX.679-2125

IP電話番号
村役場代表 5000~5004 議会事務局 5005
教育委員会 5006 社会福祉協議会 5007
教育委員会 5006 社会福祉協議会 5007

平成29年度

施政方針

佐那河内村長 岩城福治



平成29年度を迎え、本年度の取り組みを申しあげます。

少子高齢化・人口減少が進み将来が危惧される中で、国が打ち出した「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、地方創生に向けて取り組んでいきます。

国は企業や産業の「稼ぐ力」の向上、農林水産業の成長産業化、地方に新しいひとの流れをつくるための出産・子育て支援、集落生活圏の維持、地域医療介護提供体制の整備など、頑張る自治体に対するできる限りの支援を約束しています。

本村においても、地域運営組織として期待する財団法人がいよいよ本年度から本格的に始動いたします。これを手始めとして、従来の事業はもとより、地方創生を積極的に推し進めることで、以下の通り、職員一丸となって、持続可能で活力ある村づくりに取り組んでまいります。

防災力の強化

昨年度、老朽化した第5分団詰所を新設し、大川原高原に、滑落事故や山火事などの対応に備えた防災用ヘリポートを設置しました。

今年度は、常備消防の配備が難しい本村において、救急救命士を1人配備し、救急搬送時の応急処置などが行える体制を整えました。また、日常業務を行いながら本村の消防・防災活動に日夜ご尽力頂いている消防団員の待遇改善のため、団員報酬の見直しを行います。

防災拠点としての新庁舎建設は、基本計画策定検討委員会の答申により、建設地を旧中学校跡地とし、今後、村民の皆さんのご意見・ご理解を頂きながら、出来るだけ早期の建設を進めてまいります。

農業の振興

現在、少子高齢化・後継者不足により、みかん・すだちなどの重量農産物の生産が難しくなり、耕作放棄地が増加の傾向にあります。

このような状況を考慮して、中山間地という条件に合う比較的高収益かつ軽量な作物として白ねぎと山椒を推し進めることとなりました。山椒は花・葉・実山椒など色々な使用方法があり、どちらも村のブランド確立に結びつくよう推進してまいります。

鳥獣害対策については、専門の駆除員の採用で成果をあげています。その他にも電気柵に対する助成、新規の

捕獲檻導入、センサー式鳥獣害防除機など順次対策を進め、更なる個体数の減少に取り組みます。

新規就農者の確保、また季節労働者の対策にも取り組んでまいりますが、同時に、本村で求められているのが農業の現状把握です。新年度からJAと共に耕作面積や生産物・生産量、また遊休農地面積の把握などの全戸調査を行い、農業経営の実態を明らかにし、今後の農業振興施策に活かしてまいります。

特色ある教育

昨年度から、英語力の強化などグローバル化に対応できる子育て支援を目的として、小学生を対象とした放課後英語活動を行っています。開始してわずか半年余りですが、子どもたちの英語力と積極性が醸成されています。

また、総合教育会議において小中一貫教育への移行を全員一致で決定しましたが、まだ村民の皆さんに対して十分な制度設計・合意形成ができていないとのご意見もあり、十分議論を重ねた上で導入することとなりました。

新年度から小中一貫教育の新しい制度を検討するワークショップなどの費用を予算化し、平成30年4月1日の導入に向けて進めてまいります。

なお、現在、日本各地で不審者の侵入による児童生徒の傷害事件が頻繁に発生している現状に鑑み、児童生徒の安全確保の観点から、小中学校に安全対策用防犯カメラを設置いたします。

健康で元気に暮らせるむらづくり

子どもや高齢者、障がい者などを大切にし、村民が安全安心を実感できるむらづくりが重要なテーマの一つであると考え、福祉の充実を図っています。

特に、昨年度は介護の必要な高齢者に対する紙おむつの支給、ほのぼの介護手当の増額、インフルエンザ助成金の増額などを行いました。村高齢者等バス無料乗車事業やタクシー運賃助成事業も継続しています。

なお、一人暮らしの高齢者および高齢者世帯では、ゴミの分別や排出が難しいとの意見を頂きました。そこで、一般廃棄物の収集に限り、希望者に対して村が収集する方向で検討を加えてまいります。

今後は、団塊の世代が75歳以上となる10年後を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることが出来るよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向けて取り組んでまいります。

生活基盤整備の促進

国道438号上八万一ノ瀬工区の早期着工に向けて徳島県と事業推進してまいります。また、西ノハナ地区の歩道整備工事については、第一期工事を終え、残りの工区についての用地交渉・地元調整を行っているところです。歩行者の安全保持のため早期完成をめざします。

なお、主要地方道勝浦佐那河内線の高樋峠から寺谷方面への改良工事も、県とともに地権者との協議を行って、できるだけ早い工事着工に向けた取り組みの強化を進めてまいります。

まちづくり

① 人口対策（移住定住政策）

昨年は、本村の移住定住施策が実を結び、転出者より転入者が7人多い社会となりました。地方創生事業および移住交流支援センターの成果によるものと言えます。

今後は空き家確保に加え、リターンリターン者を受け入れられる住宅建設についても積極的に進めます。

② 一般財団法人さなごうちの設立

昨年の11月1日に設立された「一般財団法人さなごう

ち」が5月よりサテライトオフィスを始め移住交流支援センターやカフェの運営、コワーキングスペースの設置など、村の地方創生事業の活動拠点として必要な事業に取り組みます。

また、昨年度大きな実績をあげたふるさと納税についても、財団法人が取り組むことによりさらに深化が図れるものと考えています。

③ まちづくりの拠点整備

地方創生拠点整備交付金により、西ノハナに宿泊施設兼加工等施設を建設します。現在の農振センター加工室の補完施設として有効活用できるほか、佐那河内村独自の加工品開発を手がける拠点として進めてまいります。

今後は、村の賑わいづくりのための道の駅や、直売所施設などの建設を考えています。昨年、広報さなごうちで候補地の募集を行い、現在までに一箇所情報を提供していただいている。本年度、情報提供があった用地の市場調査を行ってまいります。

④ ふるさと住民票、関東・関西村人会による応援団づくり

法令上の「住民」でなくとも、ふるさと佐那河内を想う人々から村の支援を頂くため、ふるさと住民票制度を設けました。情報誌の送付や村外での広報活動の支援、また村のイベントの招待などを行うことで、村づくりに参画頂こうというものです。

メンバーを募る方策の一つとして、今年度、関西佐那河内会の設立を考えています。村民の皆さんには、すでに存在する関東佐那河内会、また新規に設立する関西佐那河内会への加入について、ご紹介をよろしくお願いします。

つづくむら さなごうち

村史によると、本村が佐那河内と名付けられたのが西暦1021年～24年ですので、間もなく佐那河内村生誕1000年を迎えます。

1000年という歴史は他に例がありません。幾多の時代を超えてこの村を維持し続けて頂いた先人のおかげです。今後、村内外へ機運を高めながら、村を挙げた記念祭を行いたいと考えています。

『人と自然の豊かさが1000年つづく村』として、村民の皆さまの創意工夫を結集し、この歴史ある村をこれから将来に向けて持続・発展させていきたいと考えていますので、ご理解とご協力をよろしくお願いします。

平成29年度 当初予算

総額は33億9,630万円

平成29年度佐那河内村当初予算が佐那河内村議会3月定例会において承認されました。本年度予算は、厳しい財政状況の中でも住民サービスの低下を招かないよう、創意工夫を凝らし、重点的・効果的な施策を展開することにより、『持続可能な活力ある村づくり』の実現に向けての検討を行った予算計上としています。

一般的な施策を進める一般会計予算は、22億4,000万円（前年度比1億9,000万円・9.3%増）、5つの特別会計予算の合計は11億5,630万円（前年度比7,190万円・6.6%増）で、これらを合わせた村の予算総額は33億9,630万円となります。

村の財政状況

本村の財政は、予算規模をやや上回る村債残高（平成27年度末では、全ての会計で約34億円）を抱え、この償還にともなう財政の硬直化が村の財政状況の大きなポイントとなっています。大型起債の償還の終了や新規起債の抑制により、実質公債費比率※は年々改善されていますが、今後、地方交付税の減少や大型公共工事での起債が予測されるため、国の動向を注視し、堅実な財政運営を心がける必要があります。

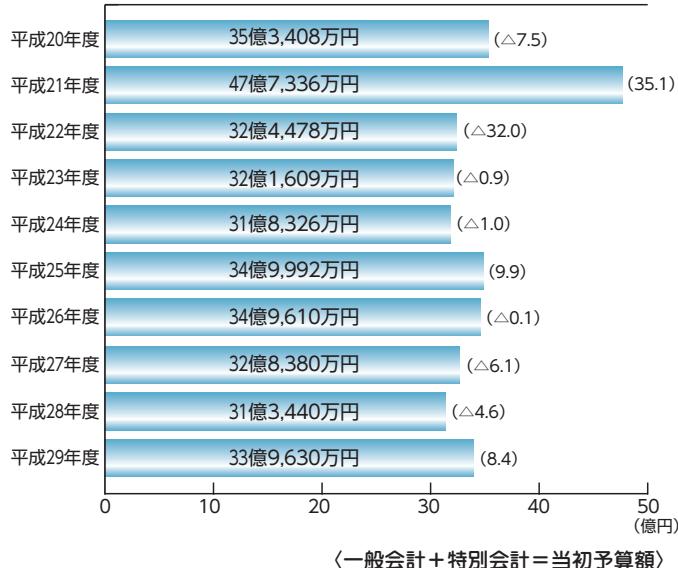
歳入では、村税などの自主財源が少なく、国に大きく依存せざるを得ない財政構造であることから、国の財政状況の逼迫にともなう直接的な影響が憂慮されます。加えて、財源の大半を担う地方交付税においては、算定の際に大きく影響を及ぼす人口減少などにより、今後も減少傾向であることが予測されます。

歳出では、人口減少克服や経済・雇用対策といった地方創生の更なる展開、南海トラフ巨大地震をはじめとする自然災害への対応など、取り組まなければならない課題が山積しています。さまざまな住民ニーズに機動的かつ弾力的に対応するため、自主性・自立性を高めた行政経営体への転換が求められます。

本村は、明治から今日まで合併することなく、徳島県に残された唯一の小さな村として頑張ってきました。先人が當々と守ってきたこの村の風土や築いてきた産物をこれからも継承・発展を図り、全ての住民が元気で生き生きと生活を営み、持続可能な活力ある村の実現に向けた施策を重点的に展開していくことが重要といえます。

※実質公債費比率とは、基本的に分子に地方債の元利償還金（公債費）を置き、分母に標準財政規模を置いて求めます。分子の元利償還金に簡易水道や集落排水事業が支払う元利償還金への一般会計からの繰出金や、一部事務組合との公債費類似経費を算入することで、連結決算の考え方を導入して求められる比率です。この実質公債費比率が18%を超えると、地方債許可団体に移行します。また、25%を超えると、単独事業の起債が認められなくなり、起債制限団体となります。本村の実質公債費率は、6.8%（3か年平均単年度では、平成27年度3.3%、平成26年度7.7%、平成25年度9.6%、前年度3か年平均は9.9%）となっています。平成18年度の導入時には20%を超えていましたが、平成22年度からは18%を下回っています。

10年間の総額推移状況（△）は前年度当初予算対比



平成29年度 会計別予算の概要

区分	予算額	伸び率(%)
総額	33億9,630万円	8.4
一般会計	22億4,000万円	9.3
特別会計	11億5,630万円	6.6
国民健康保険事業	4億3,300万円	4.6
簡易水道	1億0,530万円	7.4
農業集落排水事業	1億8,150万円	13.1
介護保険事業	3億9,300万円	6.3
後期高齢者医療	4,350万円	3.1

※伸び率は前年度当初予算対比

一般会計予算を歳入別にみると

歳入予算構成グラフをご覧ください。

村独自の収入である、村税や繰入金（各種基金【村の貯金】の取り崩し）などの自主財源は6億1,918万円で全体の27.6%となっています。残りの収入は地方交付税、村債、国・県支出金などの依存財源で16億2,082万円となり、72.4%を占めています。

村税については、前年度比629万円の減額となりました。法人村民税の減収が見込まれています。

歳入の51.8%を占める地方交付税は、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスが提供できるよう、地方の財政状況に応じ国が一定の基準で交付されるお金のことです。本年度は、11億6,000万円を計上しています。

また、村の借金である村債は、臨時財政対策債※として5,000万円、地方創生事業や道路改良事業などに7,590万円計上しています。

※臨時財政対策債とは、国が地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、その穴埋めとして、地方公共団体自らに地方債を発行させる制度です。償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替え措置とみて差し支えのない地方債のことです。

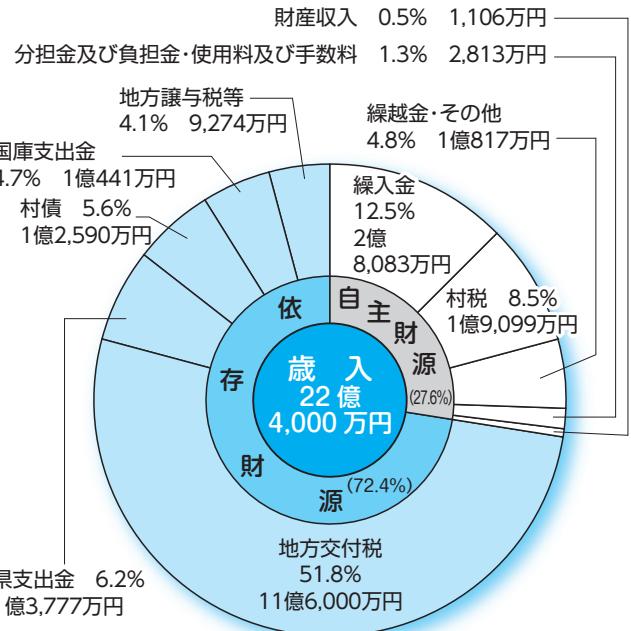
用語解説

- 村税 私たちが納めた村民税や固定資産税、軽自動車税、たばこ税を使うお金が財源よりも不足している場合に、積み立てた基金などから一般会計に繰り入れるお金
- 繰越金 前年度決算の剰余金を翌年度に繰り越して使用するお金
- その他の自主財源 分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金などのお金
- 地方交付税 地方自治体間の財政の不均衡を調整し、一定の行政サービスができるよう国から交付されるお金
- 国庫支出金 国の補助事業に対する国からのお金（これに県や村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- 県支出金 県の補助事業に対する県からのお金（これに村のお金を合わせて各種事業が行われます）
- その他の依存財源 地方譲与税、利子割交付金、地方消費税交付金、自動車取得交付金、地方特例交付金などのお金
- 村債 村が各種事業を行うために国などから借り入れたお金

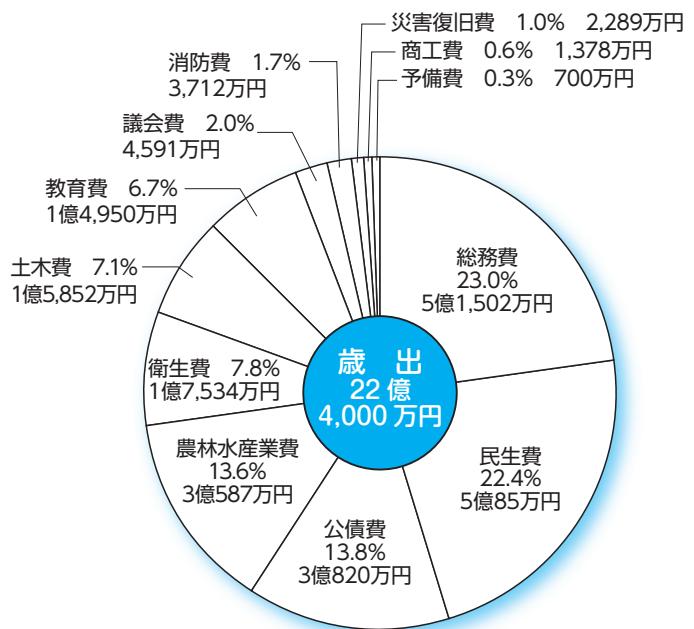
一般会計予算では一人あたりに920,668円

歳出予算構成グラフをご覧ください。

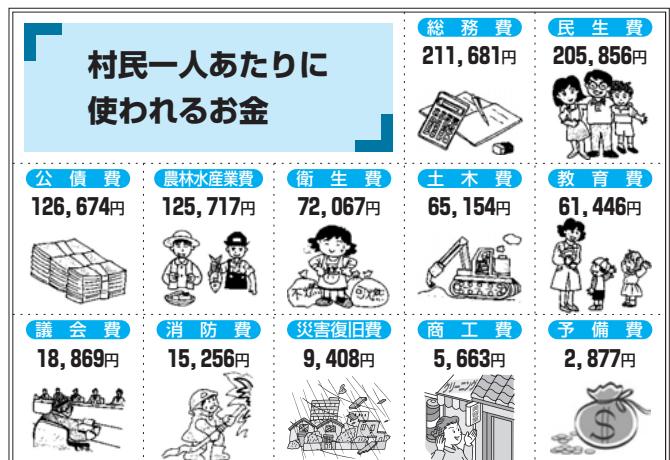
本年度は、総務費が5億1,502万円と、最も大きな経費となっています。地方創生事業やふるさと納税事業などの実施によるものです。次は民生費で、5億85万円を計上し、各種福祉事業（高齢者・障がい者の生活支援や外出支援、乳幼児医療事業など）に充てられます。公債費（村が国などから借り入れた借金返済の経費）は、3億820万円を計上し、定期償還のほかに繰上償還を8,271万円予定しています。農林水産業費3億587万円（農業振興事業、鳥獣被害防止総合対策事業など）、衛生費1億7,534万円（健康増進事業、し尿処理事業など）と続きます。



〔歳入予算構成グラフ〕



〔歳出予算構成グラフ〕



※平成29年3月31日現在の人口(2,433人)で算出

ほかに、土木費、教育費、消防費、議会費、災害復旧費、商工費、予備費を計上しています。

平成29年度予算で、村民一人あたりに使われるお金は、920,668円となります。

一般会計予算を性質別にみると

性質別予算構成グラフをご覧ください。

村議会議員や職員などの人件費、借金返済の経費である公債費、各種福祉事業などの扶助費を合わせた義務的経費は、9億3,116万円となっています。人件費は前年度比2,461万円増、公債費は前年度比4,500万円減、扶助費は前年度比548万円減となり義務的経費全体で2,587万円の減となっています。

道路改良事業や災害復旧事業などの投資的経費については、全体で1億6,089万円を計上しています。橋りょう耐震改修事業や嵯峨老人憩いの家修繕事業などを予定しています。

最後に、任意的経費ですが、需用費や委託料などの物件費や特別会計への繰出金、各種団体への補助費等、維持補修費などで構成されています。物件費は、庁舎建設事業、地域おこし協力隊事業などにより、前年度比7,842万円の増額となり、前年度に引き続き高位となっています。繰出金は前年度比6,696万円増、補助費等は前年度比2,094万円増となっています。任意的経費全体では、前年度比1億9,078万円増となり、11億4,795万円を計上しています。

用語解説

○投資的経費	道路や学校など、社会資本の整備に要するもので、投資効果が長期にわたって継続する経費
○任意的経費	村の裁量によって任意に支出することができる経費
○義務的経費	支出することが制度的に義務付けられている経費
○普通建設事業費	道路・橋りょう・学校などの公共用または公共施設の建設に必要な経費
○災害復旧事業費	災害により被災した施設を復旧するための経費
○物件費	需用費・役務費・委託料などの消費的性質を持つ経費
○維持補修費	道路・公共施設などを修繕するための経費
○補助費等	各種団体への助成金や一部事務組合への負担金などの経費
○積立金	財政運営を計画的に行うためにお金を積み当てる経費
○繰出金	一般会計と特別会計の間で、相互に資金運用するための経費
○公債費	村が国などから借りた借金返済の経費
○扶助費	高齢者・児童・障がい者などに対して行っている様々な支援にかかる経費
○人件費	特別職・議員の報酬や職員の給与などの経費

特別会計では

特別会計は、特定の事業にともなう保険料や使用料などによってその事業を行うための会計で、お金の流れを分かりやすくするために一般会計と区別しています。

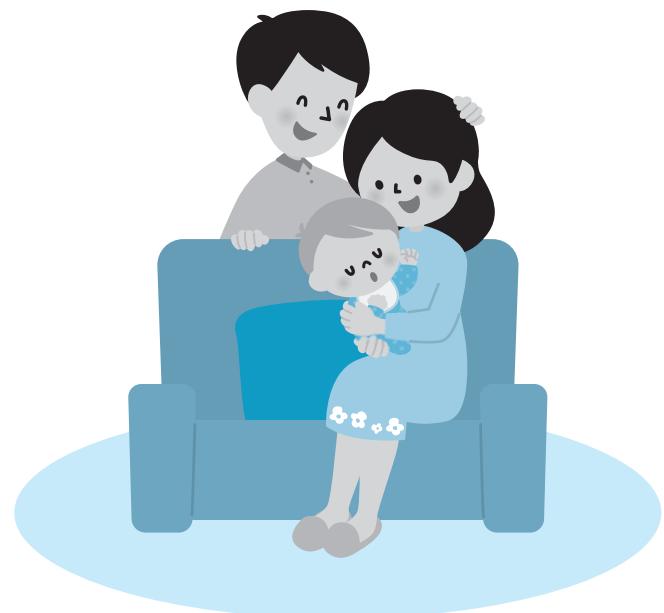
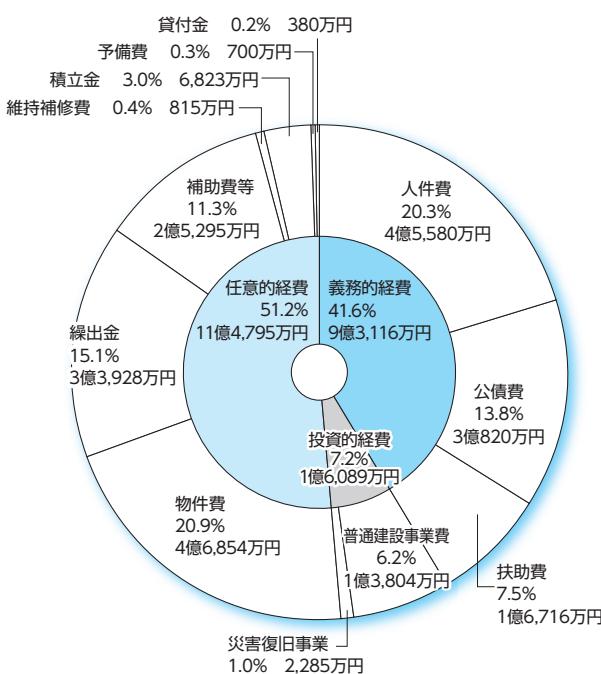
国民健康保険事業特別会計は、4億3,300万円を計上しています。国保事業の広域化に向けたシステム改修費などにより、前年度比4.6%の増額となっています。

簡易水道特別会計は、秋城地区簡易水道敷設事業により前年度比7.4%増の1億530万円を計上しています。

農業集落排水事業特別会計は、緊急通報装置の整備など、1億8,150万円を計上しています。

介護保険事業特別会計は、3億9,300万円を計上しています。総合事業への移行、第7期介護保険事業計画の策定などにより前年度比6.3%の増となっています。

後期高齢者医療特別会計は4,350万円を計上しています。保険料軽減特例の見直しなどにより前年度比3.1%の増額となっています。



職員人事異動

(平成29年4月1日付)

【異動】

(課名)	(職名)	(名前)	()内は旧
教育委員会	教育長	福岡俊和	(教育長 保育所長事務取扱)
総務企画課	課長補佐	下岡徹	(教育委員会)
健康福祉課	主査	住友桂子	(住民税務課)
建設課	主査	梶本佳史	(総務企画課)
教育委員会	主査	谷慎也	(総務企画課)
住民税務課	主査	西村一義	(健康福祉課)
産業環境課	主査	日下洋志	(住民税務課)
住民税務課	係長	尾山智美	(総務企画課)
住民税務課	主事	竹内有喜子	(健康福祉課)
総務企画課	技師補	丸橋俊彦	(建設課)

【新採用】

(課名)	(職名)	(名前)
教育委員会	主事	森拓也
健康福祉課	保健師	西河浩司
総務企画課	主事補	守屋心

【職務復帰】(平成29年4月1日付)

(課名)	(職名)	(名前)
住民税務課	主事	竹内有喜子
保育所	保育士	小畠真代

【退職】(平成29年3月31日付)

谷本麻衣(健康福祉課)
日下幸子(社会福祉協議会)

新人紹介



森 拓也
(教育委員会主事)



西河 浩司
(健康福祉課保健師)



守屋 心
(総務企画課主事補)



浜本 富美子
(保育所長(臨時))

議会だより

平成29年
第1回3月定例会

平成29年第1回定例会は、3月7日開会され、平成28年度各会計補正予算案件6件、平成29年度各会計当初予算案件6件、条例案件8件、単行案件1件、人事案件2件の合わせて23件の審議を行い、原案どおりの可決、同意がされ、3月17日に閉会しました。

現在の取り組み状況

佐那河内村長 岩城 福治

農業振興

中山間地という条件に見合った比較的高収入が見込める作物として白ねぎと山椒を推し進めることとなり、白ねぎは1月に初出荷を迎える、高値で取引されています。山椒は、本年の収穫には至りませんが、花、葉、実などいろいろな用途に利用されている期待の作物です。積極的に応援していきます。

鳥獣害対策は、専門の駆除員採用により成果をあげていますが、電気柵に対する助成、捕獲檻の導入、センサーネットワークを活用した有害鳥獣害対策を行うなど、可能な限りの対策を講じることで個体数の減少に取り組みます。

ふるさと納税

昨年の6月から始めたインターネットによるふるさと納税は、2月末で3,200万円余の実績を上げ、27年度の247万円と比較すると大きく伸長しています。今後も、村のさまざまな農産物や今後開発する新たな商品・加工品を返礼品としてすることで村民の利益と村の財源確保につながるよう取り組みます。

防災力強化

28年度は、第5分団の詰所が新設されました。また、大川原高原での滑落事故や火災が発生した場合の防

災拠点施設として防災用ヘリポートを造成しました。29年度は、救急救命士を1人配置します。

また、本村の消防・防災活動に日夜ご尽力いただいている消防団員の待遇改善を図ります。

子育て支援

英語力の強化など、グローバル化に対応できる子育て支援のため、28年度から幼児や小学生を対象とした放課後英語教室を始めていて、英語力と積極性を醸成することができています。

また、英語および漢字検定の受験料も全額助成することとしました。今後も佐那河内ならではの特色ある教育に取り組みます。

小中一貫教育

総合教育会議において、早い時期の導入という方針で意見がまとまりました。保護者や住民の皆さんに納得いただいた上で導入すべく、今後はその指針やカリキュラム作成など新制度導入準備を行います。

環境対策

34分別を徹底し、費用の軽減に努めます。ただ、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯などは、分別やごみ出しが難しいとのご意見も伺っています。そこで、希望される世帯に対し、村が収集する方向で検討を加えていきます。あわせて消滅型生ごみ処理機キエ一口を推進しています。個人負担も千円なので、積極的にご利用いただければと考えてい

ます。

健康で元気に暮らせるむらづくり

村民が安全・安心を実感できるむらづくりが重要です。

27年度は介護の必要な高齢者に対する紙おむつの支給、ほのぼの介護手当の増額、インフルエンザ助成金の増額などを行いました。また、高齢者の貴重な移動手段である村高齢者等バス無料乗車事業やタクシー運賃助成事業を継続することで、健康寿命の延伸を図っています。

道路整備

国道438号上八万バイパスノ瀬工区については、今年2月に、県および四国地方整備局に要望に行きました。早期の着工、完成をめざします。また、主要地方道勝浦佐那河内線の高樋峠から寺谷方面への改良工事についても県と連携の強化を図り、早期着工に向けて努力します。

新庁舎の建設

新庁舎建設基本計画策定検討委員会を開催していますが、敷地面積の不足や土砂災害警戒区域内にあるなどの問題が発生したため、再度協議をする中で、防災拠点としての安全性や敷地が広く比較的の自由度があるなどの利点から旧中学校跡地が望ましいとの答申をいただきました。その答申を尊重し、進めています。

庁舎の仕様、構造などについては、今後ワークショップを重ねることで、住民の皆さまのご意見を伺いながら進めます。

地方創生

平成28年は、村の人口動態が7年ぶりに社会増となりました。

一般財団法人さなごうちが28年11月1日に設立登記され、拠点施設に、移住交流支援センター、カフェ、サテライトオフィス、コワーキングスペースを設置します。その他ふるさと特産品の開発など、さまざまな

事業に取り組みます。

また、西ノハナの加工施設兼宿泊施設建設を目的として申請していました拠点整備推進交付金が交付決定となりました。現在手狭である農振センターの代替加工施設として有効活用できるほか、佐那河内村独自の商品開発を手がける拠点として活用していきます。

29年度へ向けて

村史について、初版が昭和42年11月、続編が昭和63年3月に編さんされてから、既に30年近く経過します。については、編集委員を選任し、29年度より二、三年後の発刊をめどに準備を進めます。

村史によると、本村が佐那河内と

名づけられたのは西暦1021年です。2020年には1000年の記念すべき年に当たります。村をあげた記念大会開催のため、29年度中の準備委員会設置、また、財源確保に向けてふるさと納税などで基金を集めたいと考えています。

●補正予算案件●

平成28年度佐那河内村一般会計補正予算（第4号）

歳入歳出それぞれ1,336万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を25億9,594万2千円とするもの。

繰越明許費として3億7,231万1千円を計上しました。

平成28年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

565万円を減額し、歳入歳出予算総額を4億2,134万円とするもの。

平成28年度佐那河内村簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

394万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を9,695万円とするもの。

平成28年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

525万円を減額し、歳入歳出予算の総額を1億5,435万円とするもの。

平成28年度佐那河内村介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

16万円を増額し、歳入歳出予算の総額を3億9,197万円とするもの。

平成28年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

104万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,324万7千円とするもの。

●当初予算案件●

平成29年度佐那河内村一般会計予算

について

歳入歳出それぞれ22億4千万円とし、前年度に比べ1億9千万円の増額。

歳入で主なものは、村税で1億9,099万円、地方交付税では11億6千万円、国庫支出金が1億441万6千円、県支出金が1億3,776万7千円など。

歳出は、総務費では全体で6億4,610万円と1億764万円の増額。地方創生推進交付金事業として3,890万円など。公債費では、全体で3億820万円となっている。

平成29年度佐那河内村国民健康保険事業特別会計予算について

歳入歳出それぞれ4億3,300万円とし、前年度に比べ1,900万円の増額。

平成29年度佐那河内村簡易水道特別会計当初予算について

歳入歳出それぞれ1億530万円となり、前年度に比べて730万円の増額。

平成29年度佐那河内村農業集落排水事業特別会計予算について

歳入歳出それぞれ1億8,150万円とし、前年度に比べて2,100万円の増額。

平成29年度佐那河内村介護保険事業特別会計予算について

歳入歳出それぞれ3億9,300万円とし、前年度と比べて2,330万円の増額。

平成29年度佐那河内村後期高齢者医療特別会計予算について

歳入歳出それぞれ4,350万円とし、前年度に比べて130万円の増額。

●条例案件●

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によるもの。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正によるもの。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

本村消防団員の報酬を改正するもの。

佐那河内村税条例等の一部を改正する条例について

法律及び法令の改正に合わせて改正を行うもの。

佐那河内村乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について

徳島県健康増進課関係事業補助金交付要綱事業の分限に合わせるために、改正するもの。

佐那河内村災害見舞金支給条例の一部を改正する条例について

第4条関係別表の見舞金額を変更するための改正。

佐那河内村指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

省令の施行に伴い改正をするもの。

佐那河内村消防団条例の一部を改正する条例について

本村消防団員の定数を160人から

170人に増員するもの。

● 人事案件 ●

佐那河内村固定資産評価審査委員会委員の選任について

固定資産評価審査委員の選任につ

いて同意を求めるもの。

佐那河内村農業委員会の委員のうち、過半数を認定農業者またはこれらに準ずる者が占めることについて

農業委員会委員のうち、過半数を認定農業者またはこれらに準ずる者

が占めることについて、議会の同意を求めるもの。

佐那河内村農業委員会委員の任命について

農業委員会委員の任命について、議会の同意を求めるもの。

一般質問

大岩和久議員

1. 平成28年度事業について

質 ①初めて新年度予算に取り組まれた28年度もまもなく終了するが、改めて、各課の事業に対してどのように村長ご自身は評価しているか。

②事業展開の中で課題もあったと思われる。その課題を今後どのように改善するのか。

答 ①各課、それぞれ住民の皆さまの福祉の向上をめざして所管する事務事業に前向きに取り組んでいると思っています。

課によっては、事務の集中もあり、国の施策により期限が限られた中での事業取り組みもありますが、それぞれ努力していると思います。②基本的には住民の皆さまの声を大事に取り組みさせていただきたいと考えています。今後とも積極的に事業を展開していきますので、ご協力よろしくお願ひします。

2. 次年度以降の事業及び施策について

質 3点伺いたい。

①村長の村政運営に対する政策、姿勢について
②平成29年度単年、あるいは短期的な行政方針について
③これからの長期的な村のあり方、展望や課題について

答 基本的にこれまで選挙時の公約として掲げた8項目の実行に向けて、さらに取り組みを進めます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略が打ち立てられ、さまざまな事業展開が可能です。この機会を捉えて前

向きに地方創生事業に取り組んでいきたいと考えています。

②施策に関して住民と行政が議論する機会や住民の声を反映する場面づくりが不足していると思っていますので、まずは子どもから大人まで、可能な限り座談会、ふれあいトークなどを開催し、皆さまの声をお聞きます。むらづくりには地域コミュニティーなどの積極的、かつ主体的な参加が必要です。

計画段階から住民参画を充実させ、ともにむらづくりを行う関係の構築に努めます。

③産業、経済の活性化、地域活力の維持、地域福祉の環境づくり、多様な視点での環境対策、さまざまな人材が活発に行動するコミュニティー社会の環境づくりなど、住民と行政の協働体制のもと、豊かな価値観を持つ地域づくりを目標に、地域社会の永続のための新たなシステムの構築が課題となります。

今後は、計画的な行政運営や事務事業の推進によって、地域や住民にとって最適なむらづくりを推進していきます。

と聞いています。

②早期の事業完成が図れるようこれまでと同様に徳島県と連携して、地元地権者への用地協力依頼を行い、道路改良事業を促進します。

2. 村営簡易水道について

質 ①秋城地区の9戸が今回の計画だが、残りの40戸の家庭の一日も早い給水を願う。どう対応するのか。

②全ての未加入者へは、何年ぐらいに完成する見通しか。

答 ①秋城区域は、事業認可申請の必要がなく、条件さえ整えばすぐに工事がかかることができる地域です。また、地域全体の意向として、村営簡易水道に加入したいということが早い段階で確認できていましたので、国へ事業要望しました。また、全ての家庭が村営簡易水道に加入いただけるよう、取り組みを進めるべく、担当課において、未加入世帯への意向調査を実施しました。それぞれの地域のご意見を尊重しながら、今後の取り組みを進めます。

②プロック別説明会の結果を踏まえて、年度別の簡易水道計画を立てて全戸加入を進めたいと考えています。加入の意思がない地域もありませんが、水の安全性という観点からしますと、地域の状況が変わるとも限りませんので、早目にに対応できるような体制をとっていきます。

3. 農業振興について

質 ①耕作放棄地の対策について、生産者年齢の関係や、後継者も少ない状況にある。

村外の人に紹介すればどうか。

②施設ハウスの再使用について、村の管理を考えてはどうか。例えば村で引き取り、バンク制度をつくるなど。

答 ①設立した「一般財団法人さなごうち」の業務範囲を広げると、農地の貸借のあっせんも期待できると思います。村からも、今後、このような組織やインターネットを活用して村外に向けた農業の情報発信を行っていかなければと思っています。
②村で管理することは非常に難しいです。財団法人のほうがあっせんを行うことは可能でなかろうかと思っています。

新居健治議員

1. 高齢化に伴う廃棄物収集について

質 ①2月末現在で高齢化率が42.9%となっている。それを踏まえ、どのような啓発活動を行ったのか。
②村内23か所の集積所から離れている集落や、運転免許の返納をして移動が不便になっている人もいる。これらの実情を考慮され、増設についてどう考えているのか。
③追上集積所について、過去の利用調査で3割程度の家庭しか利用していない結果が出ているが、各集積所での可燃ごみ収集について、どう考えるのか。

答 ①分別推進委員会での啓発活動を皮切りに行政座談会への説明、また担当職員がそれぞれの常会などへ出向き出前講座を行いました。また、広報さなごうち並びに村のホームページでの広報活動などでも現在のごみの分別の推進を図っています。
②高齢化などにより、距離が離れた集積所にごみを運ぶことが困難になってくると思います。廃棄物処理を含めいろいろな環境行政には重点を置いて取り組んでいく必要があると考えています。

③可燃ごみを収集する機材、人員などの配置も必要となります。今後とも現状どおりのご利用をしていただきたいと思っています。

高齢者世帯などの収集について引き続き検討を進めています。

2. 旧中学校の跡地利用について

質 ①どこの課が管理しているのか。
②旧中学校校舎などは解体するのか。
③住民説明会で出された意見の中で、特に進入路についてどう考えているのか。
④加工施設を地方創生拠点整備交付金で計画しているが、直売所も併設すべきでないか。

答 ①体育館、運動場を社会体育施設として、西側の旧特別教室を社会教育施設として、また、旧家庭科室、パソコン教室も教育委員会で管理しています。校舎本体は総務企画課が管理しています。
②旧校舎は佐那河内小・中学校を改築するときの条件として、取り壊しを前提としていましたので、校舎本体については取り壊すことを考えています。取り壊しの時期については、役場庁舎の移転計画も関係をしていて、庁舎建設に支障が出ない時期になるかと考えています。
③説明会では、東側の進入路を拡幅し、下地区の人も今までどおり利用できるようにしてほしいという強い要望がありました。まず最初に議論される項目の一つです。

現時点での村の考え方まずは安全第一です。どんな広い進入路でも事故が起きる可能性が高ければ難しいと考えています。

また、国道にアクセスしますので、道路を管理する県関係機関との調整も必要です。村の都合だけで計画を進めることはできません。ご理解ください。
④大きな敷地が必要となるのが課題です。委員会など立ち上げて検討していくかなければならないことと思っています。

平岡淳議員

1. 本村の救急業務について

質 ①今までどのような体制であったのか。
②29年度以降の体制について、現行と比較してどのようになるのか。
③今回の取り組みについて問題点をどのように考え、将来的にどのように対処しようとしているのか。将来的にどのくらいの予算が必要なのか。広域参加について検討しているのか。

答 ①平成9年4月までの体制は、徳島市内と小松島市内のタクシー会社に救急患者の搬送委託で、住民からの119番、あるいは役場へ救急要請があった場合に、職員がタクシー会社に電話をし、患者を搬送していました。平成9年4月から、村内業者に業務委託をし、その際に本村で始めて救急患者搬送車を導入し、救急搬送専用ダイヤル679-3999番を開設したところです。
②4月以降の救急体制としましては、まず、救急救命士1人を役場に配属します。委託先の業務などは原則的に従来どおりで変化はございません。
③村内には救急患者に対応できる医療機関がないため、医療機関までの搬送時間が長くなります。救急救命士が配置できていないこと、救急車の進入ができない道幅の狭い家があること、委託先が嵯峨地区にあり、場所によっては出動に時間がかかる場合があることなどが本村の課題です。

本村の救急患者搬送先の約70%は徳島赤十字病院です。ドクターカーの利用も増えていて、4月からの救急救命士配置後は医師とのメディカルコントロール体制を依頼していくこともあることから、さらなる連携を深めていくことが必要と考えています。

2. 働き方改革について

質 ①本村の職員の残業が異常に多い現状だが、国においては、働き方改革が注目されていることをどう捉えているのか。

②過去の事案についてどう捉えているのか。
③本村職員の長時間労働の原因は何か。

答 ①国の働き方改革の目的とは、長時間労働の是正、同一労働賃金の実現、最低賃金の引き上げ、また高齢者への就労機会の提供などを通して働き方を変革し、豊かな人生を実現しようというのが大きな方向性となっています。
②長時間労働は、その職員の仕事以外の生活の時間を奪い、職員の人生をも奪うものです。使用者の責務として、日々職員の状況をつかむことが、努めであると考えています。
③要因の1つは、平成28年1月からスタートした社会保障・税番号制度への対応があげられます。

制度導入に対応するための電算システムの入れかえ、システムのセキュリティ強化への対応、さらには地方創生の新型交付金への対応、鳥獣害対策や山林境界の確定作業、それらに定期的な人事異動も重なり、今までの通常業務の上に新規業務が重なった結果、職員に時間外勤務を命じせざるを得ませんでした。

石本哲也議員

1. 小・中学校一貫教育について

質 ①平成29年4月1日から実施したいと新聞に出ていたが、平成30年4月1日以降となった。実際に、平成29年4月1日から実施することは可能だったのか。なぜ出来なかったのか。

②今までの流れや議事録などを読み解くと、およそ計画的とは思えない。どういった手順で進めなければよいか理解していたのか。

③一貫教育の肝とも言える教育課程をどういった形にするのか、佐那河内らしさや村民の思いをどう反映させるのか、従来の教科のカリキュラムの再編や独自教科の採択・編成をどうするのか、検討課題は山積みである。一貫教育移行に伴う、新しい

教育課程をどうやって決めていくつもりなのか。

答 (教育長) ①実施出来なかつた理由として、1つ目は、振興計画である佐那河内村の教育並びに佐那河内村の小中一貫教育の指針などの整備や行政手続としての根拠が十分でなかったこと。

2つ目は、まだ保護者や住民との合意形成ができていないところに、新聞などでいきなり平成29年4月スタートと出てしまい、不安を与え、混乱させてしまったこと。

3つ目は、準備期間が短すぎたことがありました。

②手順が必要であることは承知していますので、文科省の「小中一貫した教育課程の編成・実施に関する手引」に沿って、計画的に進めています。

③教育大綱を始めとする村の教育の方向性をさらに具現化することもあわせて考え、振興計画である「佐那河内村の教育」の改定、佐那河内村の小中一貫教育の指針を作成し、根拠の整備を行います。

これを基本にして、保護者や住民の代表の皆さんとワークショップを行い、合意形成を図ります。

また、教育課程の特例を活用し、他の学校にはない新しい教科を設けたり、大学の先生など有識者による教科検討委員会を立ち上げ、独自教科についても内容を検討していきます。

2. 教育委員会と学校との関係について

質 ①学校側が平成29年4月1日、新年度から一貫教育に移行したい意思を持っているのを知ったのはいつか。

②教育委員会と現場である学校との関係性をどう認識しているのか。

答 (教育長) ①学校は割と早い時期に、平成28年度の一貫教育モデル事業から一貫教育への移行を意識していたと思っています。

②学校と歩調を合わせ、学校の意見

も尊重しながら、常に子ども第一の視点で協調することが基本であると思っています。その上で、保護者や住民の声も大事にして、教育に反映していくかなければならないと思っています。

3. 教育長の姿勢・方針について

質 小中一貫教育をきちんとした形にするまで、教育長としてやっている覚悟はあるのか。

答 (教育長) 地域とともに9年間の一貫した教育課程をつくり上げているんだという誇りを胸に仕事をさせてもらって、県教委を初め村内外の皆さんに見ていただき、よい評価をしてもらえるまで頑張りたいと思います。特に、新しい教育課程を保護者や住民の皆さんと一緒につくり上げていくという作業をさせていただきたいと、心から願っている次第です。

岡本隆次議員

1. 村内農地の売買について

質 ①農地確保の下方修正をすれば、放棄地の減少や移住・定住の促進につながるのではないか。農地の売買や贈与、貸借を許可する際の面積を従来の40aから10a程度に下方修正してはどうか。

答 ①他の自治体で、下限面積の緩和を行うところが増えています。農地の取得に関する要件の緩和を行うことで、耕作放棄地の増加を鈍化することが可能になることも考えられます。

農地法の趣旨、また、下限面積の変更については、農業委員会の決定事項ですので、その議論によります。

2. 徳バスの運行について

質 ①府能連絡線上までの運行をお願いしていたのだが、その後どのようにになっているのか。

②不便で利用者の少ない、嵯峨路線は、タクシーなどで、バス停（本谷地区）まで送迎することも考えられるが、どのように考えているか。

③嵯峨・本谷地区を総合的に考え、その中で利便性を考慮し、改善すべきではないか。

答 ①徳島バスに照会はしていますが、関係機関との協議もする必要があるということで、まだ回答をいただいていません。引き続き、関係機関と協議を重ね、地元の要望を伝えていきます。

②嵯峨路線を利用されている皆さんのご意見を大事にしたいと思います。その上で今後の方向性は議会議員や徳島バス関係者などと協議を重ねて、見出していきたいと考えています。

③利用者が少なければ、バスの運営も難しくなります。本村は、タクシーチケット制度を導入しています。これを応用していくのも一つの手段と考えています。

瀧 倉 俊 晴 議員

1. 県営工事について

質 ①国道438号上八万バイパス一ノ瀬工区、国道438号西ノハナ地区の通学用歩道整備、県道小松島

佐那河内線の下野工区など、県営工事が進捗していないが、どうしてか。
②どう対応するのか。

答 ①道路整備関係の県営工事は、現場の工事には着手していませんが、現在、用地交渉などを進めていて、準備ができた箇所から順次工事発注されるものと思われます。西ノハナ地区の通学用歩道整備は、稻作が終わった後の工事となるため、平成29年夏以降の発注予定となっていて、それぞれ準備を進めています。
②今後も各事業、道路などの整備事業が停滞しないように、常日ごろから県また関係機関に要望活動を行います。

2. 超過勤務が激増している

質 職員の超過勤務について、10年前は2,410時間だったのが、昨年は7,019時間であり、約3倍に増加している。超過勤務が多くて健康を害すれば、これを命令した村長や課長にも責任がある。

①原因は何か。
②今後、どのような対応をするのか。

答 ①国による新制度導入、地方創生関連事業、鳥獣害対策、山林の境界の確定作業など、それに定期的な人事異動も重なり、今までの通常業務の上に新規事業が重なった結果、職員に時間外勤務を命令せざるを得ませんでした。

②国の施策によるものについては、今後の動向に左右されると思います。また、地方創生の新型交付金は、取扱選択をしながらじっくり検証し、今後の方向性も再確認や、戦略を組み直す必要もあるかと考えています。

村でも、役場新庁舎の建設や住宅の建設など非常に大きなプロジェクトも控えていて、効率的に事務事業が行えるよう、適切な人員配置と人材づくりに傾注していきます。

また、慢性的な時間外勤務は、職員の健康、家庭にも悪影響をおよぼすということから、特定の職員に仕事が偏らないようバランスを考え、異動と所掌事務の見直しを適宜実行していきます。

議会行事出席報告

〈 〉場所・()出席者

平成28年3月

3月1日 勝名地区議員研修〈勝浦町〉(全議員)

2日 議員協議会〈議会事務局〉・全員協議会〈農振センター〉(全議員)

3日 小松島市外3町村衛生組合監査〈小松島市〉(仁羽議長)

7日 平成29年第1回佐那河内村議会定例会(開会)〈役場3F議場〉(全議員)

8日 議案審議〈議会事務局〉(全議員) 9日 議案審議〈議会事務局〉(全議員)

10日 佐那河内中学校卒業式〈小中学校多目的ホール〉(全議員)

15日 平成29年第1回佐那河内村議会定例会(一般質問)〈役場3F議場〉(全議員)

16日 佐那河内小学校卒業式〈小中学校体育館〉(全議員)

17日 平成29年第1回佐那河内村議会定例会(表決・閉会)〈役場3F議場〉(全議員)

22日 3月分例月出納検査〈議会事務局〉(井開、瀧倉監査委員)

22日 農業委員会総会〈農振センター〉(加藤議員)

29日 戦没者追悼式〈小中学校多目的ホール〉(全議員)

29日 小松島市外3町村衛生組合議会〈小松島市〉(仁羽議長・新居議員)

3/7
(火)

小学校卒業生に消費者協会から 筆立てを贈る

平成28年度の佐那河内小学校卒業生に、佐那河内村消費者協会の会員から牛乳パックを再利用して作った筆立てが贈られました。毎年贈られている筆立てには「ゴミを資源に心こそ大切な」のメッセージを込められ、ひとつひとつ丁寧に作られています。この思いを胸に、大切に使ってほしいです。



3/8
(水)

ミス・インターナショナルが 「さくらももいちご」を PR



2016ミス・インターナショナル世界大会優勝者であるカイリー・バーゾサさんと今年の日本代表である筒井菜月さんのお二人が、観光PR活動の一つとして、栗坂政史さんのハウスを訪れ「さくらももいちご」狩りを体験しました。村の印象や「さくらももいちご」について、お二人は「佐那河内村は空気や川がとても綺麗で、風景のすばらしさに感動しました。こんなに美味しいいちごを食べたのは初めてです。」と答えられ、NHKの取材や自身の交流サイト(SNS)などを通じて「さくらももいちご」をPRされました。



3/16
(木)

徳島市農協より 母子手帳ケース15個寄贈



徳島市農業協同組合より、JA共済事業の地域貢献活動の一環として母子手帳ケースをいただきました。母子手帳をはじめ診察券や印鑑など大切な赤ちゃんに関するものを入れて活用いただけます。いただいたケースは母子手帳と一緒に配布する予定です。

3/17
(金)

保育所年長さんとのお別れ遠足 バスに乗って桜集会所へ



保育所児童3・4・5歳児で、4月から1年生になる年長さんとのお別れ遠足へ行きました。バスに乗って仁井田の桜集会所まで行き、みんなでお弁当を食べて、帰りは4・5歳児は歩いて保育所まで帰りました。当日は快晴で、友だちや先生との触れあいをもちながら、最後の遠足を楽しんできました。



SANAGOCHI
SPORTS CLUB



さなごうちスポーツクラブ通信

佐那河内サッカークラブ・キッズサッカー活動報告

1/28・29
(土)(日)

第14回 USFC サッカー大会 U9で優勝！



徳島市内で行われたUSFCサッカー大会U9(3年生以下)で上勝クレイン佐那河内が見事優勝しました。

佐那河内小学校からは、山本 元輝君(3年)、山木 咲翔君(2年)、長尾 旭晃君(2年)、谷 謙信君(2年)、山村 航央君(1年)がプレーをして優勝に貢献しました。そしてチームの優秀選手賞には谷 謙信君が選ばされました。



3/4・5
(土)(日)

第16回少年サッカー 美馬大会 優勝

少年サッカー美馬大会が四国三郎の郷で行われました。本村から、小学6年生の長尾 宙君、松長 流河君、谷渕 遥紀君、5年生の長尾 侑璃君、山村 良太君、市原 大聖君が参加し優勝に貢献しました。今大会は11人制で開催され、6年生にとっては中学生へとつながる大事な大会で良い成績を残すことができました。



佐那河内サッカークラブでは、毎週月・水17:30~19:30まで、
キッズサッカーは、毎週水曜日18:00~19:00まで楽しく練習しています。

小学生、保育所(年中さんから)のみなさんは是非お気軽に遊びに来てください。待っています。

平成29年度 がん検診および特定健診のお知らせ

年間スケジュールは、抜き取ってご利用ください。

平成29年度のがん検診と特定健診を次の日程で実施します。受診をご希望される人は、事前予約が必要です。各検診日程の申し込み期限までに、健康福祉課保健衛生係(電話679-2971、IP5000~5004)までお申し込みください。ぜひ、この機会に受診してください。

●がん検診日程および場所

検 診 日 程	検 診 場 所	受 付 時 間
平成29年 6月3日（土） 【申込み期限：5月12日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成29年 7月1日（土） 【申込み期限：6月9日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成29年 8月5日（土） 【申込み期限：7月14日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成29年 9月2日（土） 【申込み期限：8月10日（木）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成29年10月7日（土） 【申込み期限：9月15日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成29年10月19日（木） 【申込み期限：9月28日（木）】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">特定健診・大腸がん・前立腺がん 肝炎検査・頸部・腹部エコー検査 のみ実施</div>	8：30～11：00
平成29年11月4日（土） 【申込み期限：10月13日（金）】	公益財団法人 とくしま未来健康づくり機構	9：30～11：00 ※婦人科検診は10：00～11：00
平成29年12月8日（金） 【申込み期限：11月17日（金）】 ※村内開催なので、期限までに申込みできなくても受診はできます。その場合は、事前に問診票をお渡しできないことがありますので、ご了承ください。	佐那河内村農業振興センター <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">頸部・腹部エコー検査は実施しないのでご注意ください。</div>	8：30～11：00 婦人科及び骨密度検査は 13：00～13：30 〔※ただし、乳がん検診は、 午前中も受付します。〕

●がん検診内容および負担金

検 診 内 容	対 象 者	負担金
胃 が ん 検 診	40歳以上の村民	500円
肺 が ん 検 診	40歳以上の村民（65歳以上の人には結核検診を含みます）	100円
喀 痰 検 查	肺がん検診受診者で、肺がんの危険性が高いと認められた村民	300円
大 腸 が ん 検 診	40歳以上の村民	300円
肝炎ウィルス検査	① 平成29年度において満40歳となる村民 (S52年4月1日～S53年3月31日生まれの人) ② 平成14年度から平成28年度までの間に、肝炎ウィルス検査の対象者であって、受診の機会を逸した村民	300円
前立腺がん検診	50歳以上の村民（男性のみ）	1,000円
骨 密 度 検 查	40歳以上の村民	400円
(婦人科検診) 子 宮 が ん 検 診	20歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成28年度に受診された人は、平成30年度に検診を受けてくださるようお願いします。）	400円
(婦人科検診) 乳 が ん 検 診	40歳以上の村民（女性のみ） ※2年に1回の受診が標準です。（原則として、平成28年度に受診された人は、平成30年度に検診を受けてくださるようお願いします。） ※12月8日（金）は、午前中も受付します。	1,000円

※生活保護受給者の人は、負担金は無料です。

※12月8日（金）の村内で行う検診では、歯科健診及び口腔がん検診も行います。歯科健診及び口腔がん検診の負担金は無料なので、この機会にぜひ受診してください。

※特定健診受診券をお持ちの人は、がん検診と同時実施できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。なお、6月に行われる特定健診については、受診券が手元に届いていませんので、国民健康保険証と負担金1,000円を持参してください。

※6月から11月までのとくしま未来健康づくり機構で行うがん検診では、とくしま未来健康づくり機構におけるオプション項目【頸部エコー検査：負担金3,240円・腹部エコー検査：負担金5,400円】を追加できます。ご希望の人は、がん検診予約時にお申し出ください。

※10月の農振センターで行うがん検診で、完全予約制、先着20人限定でオプション項目【頸部・腹部エコー検査：負担金8,640円】ができます。ご希望の人は、お早めにお申し込みください。

一般財団法人 さなごうち

来月中に、旧長尾商店が、地域交流拠点「新家」として生まれ変わります。「新家」はこの店舗の屋号です。この場所が屋号のように変わらず続くように、この場所に訪れるすべての人にとっての「新しい家」になるように、という願いを込めて名付けました。

来月、役場の移住交流支援センターの機能を「新家」に移設いたします。昨年の11月に設立した一般財団法人さなごうちの事務所も「新家」に設置致します。

将来的には、「新家」でカフェを開きたいと考えています。ご期待ください。

理事紹介



後藤 志郎 ■ 昭和48年生

有限会社徳島商科（不動産業）代表取締役、有限会社後藤会計事務所取締役、徳島大学非常勤講師、一般財団法人建設業振興基金（建設業経理士）講師

昨年の春に家族で村に移住してまいりました。移住前から移住交流支援センターのお手伝いをさせて頂いていました。村の人々と景観、期待を持って村に移住する人々を目の当たりにして、私も村に住みたいと思うようになりました。

一般財団法人では、遊休不動産の活用などを通じて村の素晴らしい景観を維持し、村への移住を促進することなどを通じて村の子どもたちが増加し、佐那河内村を将来の世代に継ぐことをめざしています。



森脇 昇一 ■ 昭和32年生

平成27年12月佐那河内村副村長（現在）

人とのつながりを大切にていきたい。そのために、出会いを大切にします、こちらから相手を好きになることを心がけたい。ちょっとした行為や心遣いにも気を付けたい。40年余りの行政経験を活かし、財団と行政とのパイプ役として頑張っていきます。



西川 高士 ■ 昭和51年生

平成27年7月より佐那河内村移住コーディネーター

所有者のご理解をいただき、村の古民家を利用させていただき、転出抑制、移住者受け入れの仕事をしています。一般財団法人さなごうちには拠点が移り、より地域と移住者に寄り添った支援を行っていきたいです。



坂口 祐 ■ 昭和55年生

デザイナー

村の広報誌『さなごちそう便り』の編集長をしています。デザインと写真の仕事をしていく、佐那河内村の暮らしや生業をお届けしています。村の美しい風景や美味しい食材に日々、感動しています。香川県高松市と村の二拠点生活をしながら、丸田東常会に参加させて頂いています。



尾野 薫 ■ 昭和59年生

平成28年4月より 徳島大学理工学研究部 助教

九州から徳島に引っ越して1年になります。大学では土木工学を学んできました。現在は、思い出や記憶から、風景のこと、地域のことを考えています。佐那河内村について、まだまだ知らないことがたくさんありますので、これから教えてください。よろしくお願いします。

さなごうち俳句 GOING SANAGOCHI

旧長尾商店には桜の木があります。俳句の世界で「花」は桜を意味します。

新家立ち村の仕合わせ花開け 立春風

【季語】花（春・植物）
【用語】立つ・建つ（他動夕下二）
①起こす。②家を作る。
【用語】仕合はせ・幸せ・偉せ（名）
①よいめぐりあわせ。②幸福。③幸運。

生まれたばかりの「新家」が立ち上がるよう、「新家」でさまざまな巡り合いが生まれるよう、村が幸せになるよう、「新家」が桜のように花開くように、という願いを込めて詠みました。



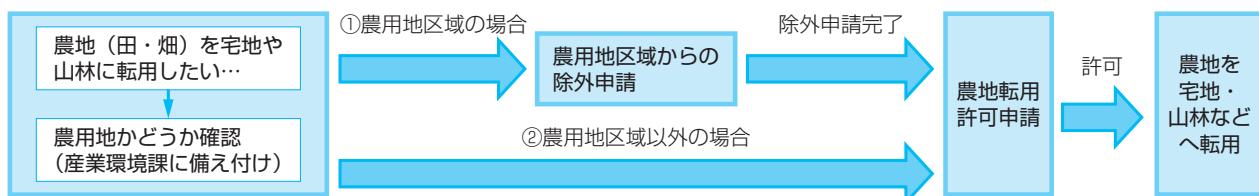
農地の農用地区域からの除外申請の受付について

農用地区域内にある農地の転用はできません。

農用地区域内にある農地（田、畠）を宅地や山林などへの転用を計画されている場合、まず農用地区域からの除外の手続きを行い、つぎに転用の許可を受けることになります。

現在耕作していない農地について、これからも耕作する予定が無い場合においても、農用地区域内農地である場合には転用ができませんのでご注意ください。

農地転用までの流れ



※農用地の除外後に農地転用許可申請が必要になります。

つきましては、つぎにより農用地区域からの除外申請を受付しますので、申請をされる人は役場産業環境課まで申請用紙を取りにお越しください。

※申請受付期間 平成29年6月2日(金)まで

なお、申請にあたりつきの点にご留意をお願いします。

- 農用地区域からの除外、農地転用は、農業委員会の審議を経て県の同意、許可を受けることになりますので、一定の期間がかかります。
- 申請の内容や周囲の状況などから判断して、除外できない場合があります。

詳しくは、産業環境課までお問い合わせください。

広報さなごうち9月号で情報を募集していました

将来的に「道の駅」などとして発展させていくことができる可能性を持った施設として【農林産物直売所】を建築するための用地として、**ここぞ!!**という土地がありましたら、または情報をお持ちでしたら、産業環境課までお知らせください。

の記事について、平成29年3月末現在で1件のみ情報の提供をいただきました。もし、他に情報がありましたら、平成29年5月1日(月)までに産業環境課までお知らせください。

こんにちは
木内 良樹 です

地域おこし協力隊

こんにちは木内良樹です。

畠の畦にツクシが生えていて、急に春を感じました。

そんな季節、皆さんいかがお過ごしでしょうか？

自分は不慣れな作業に追われて、毎日忙しく過ごしています。

そんなわけで3月の活動報告!!

先月の広報でも少し触れましたが、すだちの剪定作業を現在進行形でやっています。

すだち園地を貸してもらっている農家さんに教えてもらいながら、あーでもない、こーでもないと、毎日悪戦苦闘しています。

剪定講習会にも参加させて頂いたのですが、ベテ

ラン農家さんはほんとにすごい!!

『あの枝いらんわー、これもいらんなー…。』ってノコギリで、バッサバッサ切っていきます…。剪定講習会が終わった午後…よし自分もと思い、いざ木を見ると、んーわからん!!ってな感じでほんと難しい。これからしっかり勉強して、綺麗に剪定できるようにならねばと思いました。

あっそうだ。雨が降らずに、春肥がなかなかやれてなかったのですが、つい先日無事??にやれました。

野菜もそろそろ動き出さないといけないしな…がんばろう!!

そんな感じで活動全てではないですが、報告させていただきます。



木造住宅耐震化促進事業のご案内

近い将来起ると予想される南海トラフの巨大地震に備え、木造住宅の耐震化を進めるために耐震診断、改修工事などに助成します。また、耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された住宅について簡易な補強計画に要する経費を新たに新設いたしました。

耐震改修などを検討・実施していただき、耐震性の向上を図ることにつなげていくことが、この事業の目的です。



木造住宅耐震診断支援事業

●補助要件診断対象となる建物（佐那河内村内の次の要件をすべて満たす木造住宅）

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅（併用住宅、共同住宅、長屋、借家も対象です）
- 2) 在来軸組工法、伝統工法および枠組壁工法により建築された住宅
- 3) 現在、居住している住宅または、村長が移住推進に資するものと認める木造住宅に移住するもの

●受付戸数 4戸（先着順）

●自己負担金 建物1戸あたり 3,000円

※徳島県に登録している耐震診断員（建築士）が訪問し、2時間程度、内部や周辺の調査を行います。

新規 木造住宅耐震補強計画事業

●対象となる住宅 佐那河内村が実施した耐震診断で評点が1.0未満と判定された住宅

●事業内容 耐震性を向上させる補強方法及び概算工事費などの提案を行う、簡易な補強計画

●受付戸数 4戸（先着順）

●自己負担金 建物1戸あたり 6,000円

耐震診断結果をうけ改修工事等を行いたい場合

家全体を
改修したい



木造住宅耐震改修支援事業

●補助要件

（次の要件をすべてみたす木造住宅）

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●補助対象工事

- 1) 家具の固定（必須）
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 改修後の評点を1.0以上とする耐震改修工事

●受付戸数 1戸（先着順）

●補助額 補助対象経費の2／3以下
で上限60万円
(千円未満切り捨て)

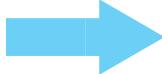
施工例

筋交いや金物、
火打ちで強化



住まいの安全・安心なリフォーム支援事業

耐震化と
合わせて
リフォーム
も行いたい



●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●補助対象工事

- 1) 家具の固定（必須）
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 耐震改修工事（I～IIのうちひとつを選択）
I. 改修前と比較して改修後の評点を向上させる耐震改修工事（ただし、持家は0.7以上、賃貸は1.0以上にするものに限る）

II. 耐震シェルターまたは耐震ベッドの設置工事

- 3) リフォーム工事（任意）

●受付戸数

1戸

●補助額

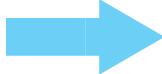
補助対象経費の1／2以下
で上限60万円
(千円未満切り捨て)

施工例



簡単な耐震化工事に
合わせて、水廻りの
リフォーム

地震は怖い
けどおおが
かりな耐震
化はすぐに
できない



耐震シェルター設置支援事業

●補助要件

- 1) 平成12年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が1.0未満と診断されたもの

●補助対象工事

- 1) 家具の固定（必須）
高さ1.5m以上の固定されていない家具について全てを固定する工事
- 2) 耐震シェルターの設置
- 3) 工事中の写真の提供等モニターとしての協力

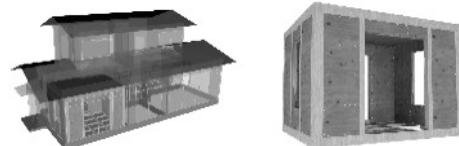
●受付戸数

1戸

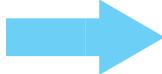
●補助額

補助対象経費の4／5以下
で上限80万円
(千円未満切り捨て)

施工例



思い切って
建替えたい



住宅の住替え支援事業

●補助要件

- 1) 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅
- 2) 佐那河内村が実施した耐震診断で、評点が0.7未満と診断されたもの
- 3) 現在居住している住宅

●補助対象工事

- 1) 住宅の建替えまたは他所（村内）へ住み替えるために住宅の全てを除去する工事

●受付戸数

1戸

●補助額

補助対象経費の2／5以下で
上限30万円

※耐震改修工事などは、県の登録施工者が施工するものに限ります。

木造住宅耐震化促進事業の
お申し込みは、申請書、
添付書類を添えて

4月15日～12月28日まで
(申込先着順)

● 申込書、申込先 建設課 住宅担当 ●

住宅のリフォーム補助申請を 先着順で受け付けます。

平成23年度から村民の住宅環境の向上と、経済危機対策として村内産業の雇用創出を図るため、村内の施工業者を利用した、現在居住している個人住宅などの修繕、補修、増築（床面積10m²以内）工事などのリフォーム工事に補助金を交付する、佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱を定めています。

今年度は、当初予算300万円の範囲内において、1件につき最高30万円の補助金を書類が調った先着者から交付します。

1. 補助金交付対象

- 佐那河内村に住民登録または外国人登録を有する者で、村内に引き続き1年以上居住していること。
- 補助を受けようとする者は、当該改修工事について村の他の規程による補助を受けていない、または受けようとしないものであること。
- 本人および同一世帯員が、村税を滞納していない者であること。
- 改修を行う施工業者が、村内に主たる事業所を有する法人または村内に住民登録している個人事業者

2. 補助対象住宅

補助の対象となる住宅は、現在居住している村内に存する個人住宅または併用住宅の個人住宅部分もしくは集合住宅の占有部分とする。

3. 対象工事

施工業者が佐那河内村内であり工事費（税抜）が20万円以上で、平成30年3月31日までに完了できる工事（申し込み時点で工事着手済みおよび工事完了済み物件は対象外）

補助対象住宅は自ら所有し、住んでいる村内の住宅（集合住宅は専有部分のみ対象）

4. 補助金額

工事費（税抜）が20万円以上の改修工事で、補助対象工事に要する費用が20万円から100万円の場合は、20パーセントに相当する額（千円未満切り捨て）、補助対象工事に要する費用が100万円を超える場合は、40パーセントに相当する額より20万円を引いた額（千円未満切り捨て）の補助を行うものとする。ただし、当該補助金の額が30万円を超えるときは、30万円とする。

5. 申請書類など

佐那河内村住宅リフォーム補助金交付要綱および佐那河内村住宅リフォーム補助金交付申請書など必要書類は建設課にありますので、必要事項を記入の上、提出してください。

この補助金に関して詳しいことは、建設課住宅担当までお問い合わせください。

平成29年度高齢者肺炎球菌ワクチン予防接種の実施について

平成29年度の高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種を次の高齢者を対象に、公費（一部負担あり）で実施します。

1 対象者

- 平成29年度に次の年齢となる者（65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳）
- 接種日において、60歳～65歳未満の者で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能に障害を有する者
- 過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けていない者

※過去に肺炎球菌ワクチンの接種を受けたことがある者は、定期接種対象外となるため、この接種費用の助成を受けることができません。

2 期間 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

3 接種回数 1回

4 実施方法 村が指定する医療機関において個別接種（医療機関名簿は郵送します）

5 料金 一人一回4,000円（接種した医療機関窓口でお支払いください）

6 申込み方法 対象となる人へ必要書類を郵送しています。村の指定する医療機関へ予約をしていただき、期間内に接種するようにしてください。

7 お問い合わせ先 健康福祉課 保健衛生係

【後期高齢者医療制度】保険料のお知らせ

保険料率は2年ごとに改定を行うこととなっていて、平成29年度は、平成28年度と同じ保険料率になっています。なお、被保険者均等割額、所得割額の軽減については、制度の見直しや政令改正により、改定を行っていますので、ご確認ください。

被保険者一人ひとりに納めていただく保険料は、公費や現役世代の支援金とともに大切な財源となります。

被保険者均等割額

52,913円（被保険者全員が等しく負担）

所得割率

10.98%（被保険者が所得に応じて負担）

●保険料の計算方法…被保険者均等割額と所得割額を合計して、個人単位で計算します。保険料の上限は年額57万円です。

保険料=被保険者均等割額 52,913円+{(総所得金額等-33万円)×所得割率 10.98%}

●保険料の軽減……所得の低い人及び国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者であった人は、次のとおり保険料が軽減されます。

また、平成29年度については、被保険者均等割額、所得割額の軽減が以下のとおり改定しています。

被保険者均等割額の軽減

世帯主と世帯の被保険者の所得額の合計に応じて、均等割額が世帯単位で軽減されます。

【軽減対象の拡充】下表「世帯の所得額の合計」欄中
軽減割合5割について 26万5千円→27万円
軽減割合2割について 48万円→49万円

所得割額の軽減

被保険者の基礎控除（33万円）後の総所得金額等に応じて、所得割額が軽減されます。

【所得割額の軽減割合】 5割軽減→2割軽減

基礎控除(33万円)後の総所得金額等

所得割額の軽減割合

58万円以下

2割

被用者保険の被扶養者 であった場合の軽減

後期高齢者医療制度加入の前日まで、国保・国保組合以外の健康保険の被扶養者となっていた人が対象となります。ただし、所得の低い人に対する均等割額の軽減にも該当する人については、いずれか大きい方の額が軽減されます。

【均等割額の軽減割合】 9割軽減→7割軽減

均等割額

所得割額

7割軽減

負担なし

【お問い合わせ先】 住民税務課

タクシーチケット 高齢者等バス無料乗車証 利用のお知らせ

高齢者や障がい者の人を対象に、タクシーチケットやバス無料乗車証を交付する事業を実施しています。ご希望の人は、是非ご利用ください。



対象者

村内に居住し、かつ次のいずれかに該当する人とします。

(1) 満65歳以上の人かつ自ら自動車の運転ができない人

※自動車の運転をしている人でも、運転することに不安があり、タクシーやバスの利用をしたい人は、健康福祉課までご相談ください。

(2) 要支援1以上の認定を受けている人

(3) 身体障害者手帳の交付を受け、第1級、第2級の障害認定を受けている人

(4) 療育手帳A1、A2の交付を受けている人

(5) 精神障害者保健福祉手帳の1級、2級の交付を受けている人

(6) 難病に指定されている人

(7) その他村長が必要と認める人

上記の要件を満たしていても、対象外となる人

- ・前々年度の村税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者保険料、村水道料金、村集落排水料金、村営住宅家賃に滞納がある人
- ・他の移動支援事業などの助成を受けている人
(タクシーチケット申請者のみ)

4月からのバス無料乗車券の使い方

徳島バスが運行する佐那河内路線が対象です。
ただし、乗車および降車場所が村内でないと対象になりません。

- ① 乗車時に整理券を取る
- ② 降車時に「無料乗車証」を提示する
- ③ 「無料乗車券」と整理券を料金箱にいれる

申請方法

● タクシーチケットを利用したい人

チケット購入代金1,000円と印鑑をご持参ください。

● バス無料乗車証を利用したい人

乗車証に使う顔写真（縦3cm、横2.5cm）と印鑑をご持参ください。

申請書は健康福祉課に設置しています。来庁が難しい人は、健康福祉課までお電話ください。



※タクシーチケットは、「(有)佐那河内観光タクシー」でのみ利用できます。タクシーの利用額によって、個人負担額を決定します。

チケット（1冊20枚つづり）は年間3冊まで購入できます。年度内に使い切れなかった場合は、次年度に繰り越して利用できます。

※バス無料乗車証の交付を受けた人は、徳島バスが運行する「佐那河内路線」でのみ、無料で乗車できます。ただし、乗車または降車場所が村内である時に限ります。徳島バスを利用する時は、降車時に乗務員へ乗車証を提示してください。

現在タクシーチケットをご利用のみなさまへ

28年度中に発行したお手持ちのチケットを使いきったら、使用済チケットと印鑑と1,000円をご持参ください。新しいチケットを発行します。

● お問い合わせ 健康福祉課 ●

佐那河内村定住支援住宅新築など補助金について

村に定住しようとする若者を支援することを目的として、村内出身者でUターンを希望している若者や、すでに村内に住んでいる若者がマイホームを取得する時に工事費などに対して助成を行っています。

なお、村外から移住を希望する人には別の助成制度がありますので、総務企画課までお問い合わせください。

【要件】

- 村に定住している人または定住しようとする人
(佐那河内村在住の人、単身者、Uターン者も可能)
- 5年以上居住する意思がある人
- 申請時の年齢が満45歳以下(夫婦の場合はどちらか一方で可)

【種類・助成額などの概要】(詳細条件がありますのでお問い合わせください。)

【申請方法】

- 工事着手前に総務企画課に設置する所定の申請様式と添付書類を提出してください。

お問い合わせ先 ● 総務企画課

紙おむつ支給事業のお知らせ

介護の必要な高齢者などに対して、紙おむつおよび尿とりパットを現物給付いたします。

◆対象者

- ・ 村内に住所を有し生活の主体が村内である人
- ・ 要介護認定申請を行い審査判定通知が要介護以上の人
- ・ 身体障害手帳1・2級の交付を受けている人
- ・ 療育手帳A・Bまたは精神障害者保健福祉手帳1・2・3の交付を受けている人
- ・ 常時おむつを必要とする人

◆対象外

- ・ 施設入所者および病院の入院患者

◆給付品目および給付範囲

対象者1人につき総額月7,000円の範囲内で袋単位での現物給付

◆申請方法

対象となる人は、申請書に該当する証明書を添えて提出してください。

- ・ 該当にならない場合もありますので事前にご連絡ください。

お問い合わせ先 ● 社会福祉協議会

乳児おむつ助成のお知らせ

おむつの購入に要した費用を負担いたします

◆対象者

村内に住所を有し村内で生活している乳児が1歳になる月の末日までに使用するおむつを購入した保護者など

◆対象外

- ・ 村民税など前年度までに滞納がある人

◆助成を行う金額

おむつの購入に要した費用とし、乳児1人につき月額5,000円以下。

◆申請方法

対象となる人は申請書に領収書(レシート可)を添付の上提出してください。



お問い合わせ先 ● 社会福祉協議会

The report from a cooperation volunteer of the revitalization of Sanagochi village 地域おこし協力隊

Let's Enjoy English!

丸井淳子

松香洋子先生講演会とOpen Class Day(英語の発表会)の報告

3月18日(土)に(株)mpi 松香フォニックスの会長、松香洋子先生を本村にお迎えし、教育委員会主催で「英語教育改革とグローバル人材の育成:(サブタイトル:英語ではばたく佐那河内の子どもたち)と題した講演会が開催されました。村内外100人の参加があり、会場の皆さんや子どもたちをゲームで動かしユーモアを交えた分かりやすく楽しい講演会でした。

また、講演会後には、放課後英語活動の英語発表会があり、1年生から6年生の27人の児童が放課後英語活動で身に付けた英語表現を、歌やチャンツ、スキット(会話)、英語劇、スピーチなどで発表しました。堂々としていて楽しく、また発音が大変良く発表ができ、子どもたちの一生懸命で可愛らしい歌や踊り、また上級生のユーモアたっぷりの劇やスピーチに、場内から笑いが起き、発表会は大成功でした。

お忙しい中、講演会に参加された人、講師の先生方に心から感謝をいたします。しかし、やはり一番うれしいのは、子どもたちがリハーサルもできない中、初めての英語発表会にも関わらず、素晴らしいパフォーマンスをみせてくれたことです。



3/24
(金)

「緑の地球を守ろう」 さなごうちキャンドルナイトを開催

電気を消し、ろうそくをともして地球温暖化防止を考えるアースアワーにちなんだイベント「さなごうちキャンドルナイト」が村民体育館で行われました。当日は約100人が参加し、再利用のガラス瓶やコップにろうそくを立てて点灯しました。電気が消えると、館内は女性チェロ奏者が弾く深い音色に包まれ、参加者はLOVE さなごうちハーモニーとともに「第九」や春の歌を歌いました。



外国人の人権を尊重しよう



外国人であることを理由とする不当な就職上の取扱い、アパートやマンションへの入居拒否、公衆浴場での入浴拒否などの人権問題が発生しています。また、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動がヘイトスピーチであるとして社会的な関心を集めています。平成28年6月には「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」が施行されました。2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向け、外国人と接する機会は今後ますます増加することが予想されます。文化などの多様性を認め、言語、宗教、生活習慣などの違いを正しく理解し、これらを尊重することが重要であるとの認識を深めていくことが必要です。

出典：人権擁護局ホームページ

佐那河内村人権教育研究協議会・佐那河内村教育委員会



日本消防協会長特別功労賞をうける 岡山 勝明前団長

3月7日、日本消防会館において、公益財団法人日本消防協会定例表彰式が開催され、本村の岡山勝明前団長が特別功労賞を受賞されました。平成16年度から村消防団長として、また、徳島県消防協会理事、評議員を経て平成27年度から徳島県消防協会長、平成28年度には日本消防協会副会長として活躍されたことが評価され今回の受賞となりました。



さなごうちスポーツクラブ案内

5月

〈農振センター〉 2階和室

健康体操教室
20:00~21:00

〈村民体育館〉

卓球
19:30~21:00
※バドミントン
20:00~22:00

※印の種目は活動費が必要です。

- ・ジュニアスポーツ教室は別途案内します。
- ・参加される人でスポーツクラブ未加入の人は、事前に事務局で参加申込・スポーツ保険加入の手続きをしてください。
- ・日程は変更する場合があります。

お問い合わせ

さなごうちスポーツクラブ事務局（教育委員会内）
☎679-2817 IP 5006

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
			卓球		バドミントン	
14	15	16	17	18	19	20
		健康体操教室			バドミントン	
21	22	23	24	25	26	27
			卓球		バドミントン	
28	29	30	31			
		健康体操教室				

● 3月7日(火)

6年生を送る会

今年は5人が卒業しました。卒業生からは学童施設での思い出、中学生になる抱負などを話してもらいました。

ジャンケン大会、宝探しなどを下級生と施設での最後のひとときを楽しんでもらいました。



ホップ!ステップ!!福祉!!!

ふれあい昼食会では、村内の保育所児童や小・中学生らとひとり暮らしの高齢者が相互に親睦を深めることを行事の1つとして年数回取り組んでいます。

平成28年度は、10月12日(火)に小学校2年生、1月18日(火)に中学校1年生、2月15日(火)には保育所児童と交流しました。

参加した高齢者は、「若い子からは元気がもらえていいわ。」と交流出来ることを大変喜ばれていました。

学童保育指導員登録制度のお知らせ



- 受付期間 随時
- 登録の有効期間 雇用日から平成30年3月31日まで（更新あり）
- 賃金 時給800円～
- 勤務時間 学校開校日 14:30～18:00
振替休校日 8:00～18:00
土曜日、長期休校期間 8:00～18:00
- 申し込み方法 所定の用紙に必要事項を記入し、社会福祉協議会事務所に提出してください。
(用紙は社会福祉協議会事務所にあります。)
- ◆詳しくは、社会福祉協議会までお問い合わせください。

●善意銀行だより●

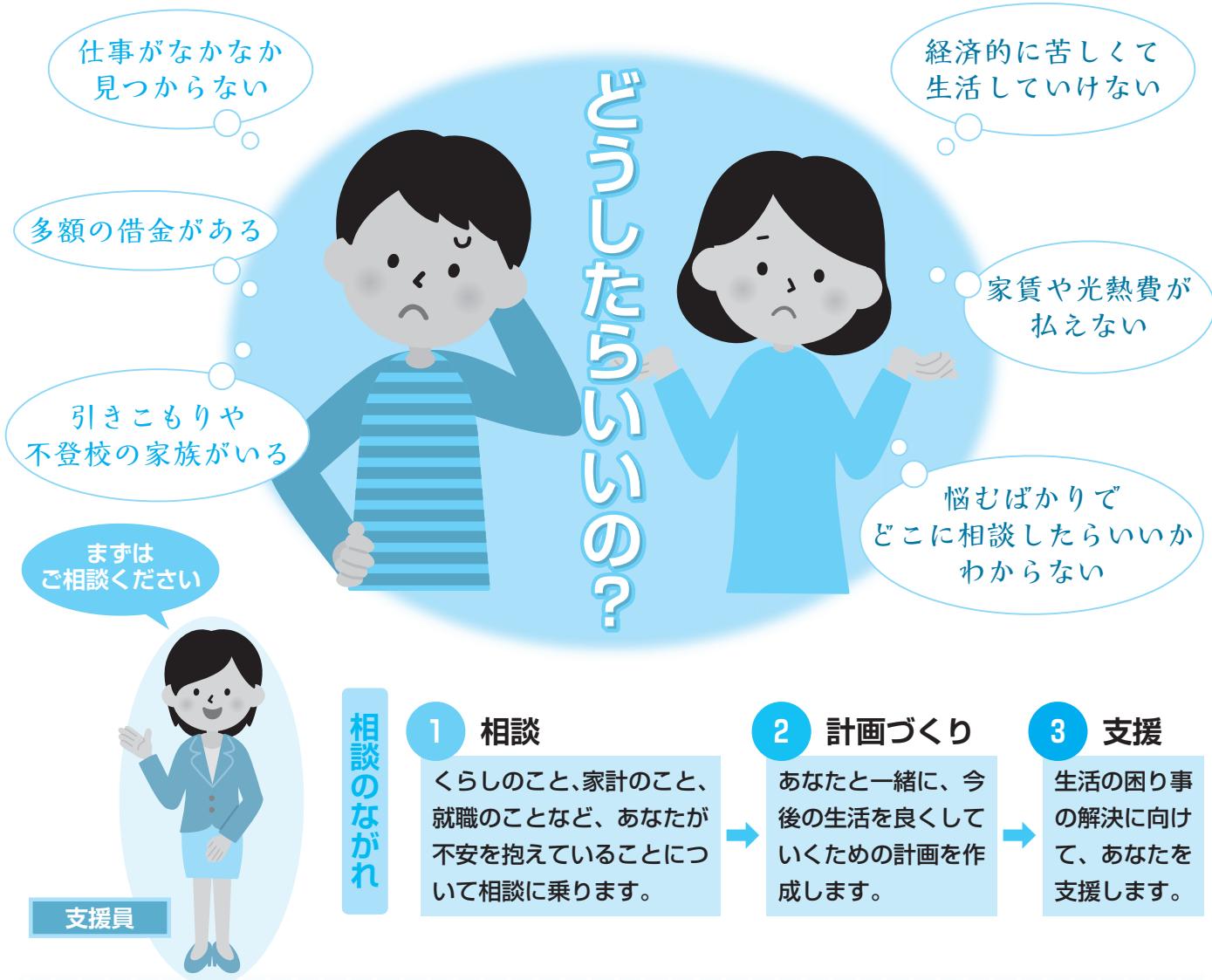
- 岡本 昌幸様金一封
- 山根 俊秀様金一封
- 安富 圭司様金一封
- 住成 茂美様金一封

預託金は、社会福祉のために役立ててくださいと寄せられたものです。善意による預託金を活用し、地域福祉事業などの推進のため、有意義に活用させていただきます。ありがとうございました。

お近くの くらしサポートセンターへ ご相談ください

相談
無料

さまざまな理由で生活の困り事を抱えている人が
お住まいの地域で相談できるよう
各町村の社会福祉協議会に
「くらしサポートセンター」を開設しました。



くらしサポートセンター佐那河内

〒771-4101 名東郡佐那河内村下字中辺71-1 佐那河内村社会福祉協議会内

電話679-2304 IP5007 FAX679-2380

受付時間 9:00~17:00 (土・日・祝日・年末年始をのぞく)

佐那河内村地域包括支援センターだより

4月号

地域包括支援センターでは、明るく健やかな生活が続けられるように介護予防教室を開催しています。楽しく身体を動かしたり交流を楽しみましょう。皆さまの参加をお待ちしています。

4月18日(火)	健康料理教室	農振センター	10:00~13:00
4月24日(月)	いきいき体操教室	農振センター	13:30~15:30

4月26日(水)	おしゃべりサロン	桜集会所	9:30~
----------	----------	------	-------

(どなたでも参加できます。都合の良い時間にお越しください。)
10時頃から「いきいき百歳体操」を行います。体操のみの参加でも構いませんのでお気軽にご参加ください。



いきいき体操教室は、理学療法士の鶯春夫先生の的確な指導と巧妙な話術のもと、ストレッチや運動を行う、参加者の笑顔あふれる楽しい教室です。今年度も農振センターで毎月開催します。お気軽にご参加ください。

※日程などに変更がある場合は村内放送でお知らせします。

佐那河内村地域包括支援センター

■ 場所：特別養護老人ホーム 健祥会ハイジ内

■ 電話：679-3383

■ 担当：大西・平岡・佐々木



語り合い朗読会 『伝えたい村の話』

こんにちは。村の歴史にかかわる「ふるさと佐那河内」の本を読んでいます。昔があって今がある。先人の営みに敬意をもって拝読させていただいています。このたびは、インドネシア独立に関わり「建国の父」と尊称された柳川宗茂さんもとしげについてです。宮前で生まれ、別府で育ち、太平洋戦争では軍人と

して参戦し、その武勇伝として「ジャワの虎」と呼ばれたのでした。お母様は嵯峨東内の多田家。親戚は松長家や谷川家など。柳川さんに関わる人、いきさつをご存知の人、お話をいただけたら嬉しいです。聞いてみたい人も、どうぞ、お出かけください。

ツリーベルズ 鈴木 昇・恵子

●期 日 4月21日（金） 19時～20時

●場 所 農振センター 2階小和室

※連絡先 鈴木 (090-2156-7935)



個人情報に関する内容のため削除しています。

日	曜	行 事 名	とき・ところ	備 考
4/ 18	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00～翌日の11:00まで 所 追上駐車場	
		ふみの会	時 9:15～ 所 保育所	
		健康料理教室	時 10:00～13:00 所 農振センター1階会議室	対 健康づくりに関心のある人 持 材料代200円、エプロン、筆記用具
		全国学力学習状況調査 ステップアップテスト		小学6年生、中学3年生 小学4・5年生、中学1・2年生
		平成29年度常会長会	時 19:30～ 所 役場3階	
22	土	保育所総会	時 午前中	
23	日	小・中PTA総会・参観日		
24	月	いきいき体操教室	時 13:30～15:30 所 農振センター1階会議室	対 医師から運動制限を受けていない人 持 運動しやすい服装、水筒など
25	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00～翌日の11:00まで 所 追上駐車場	
5/ 2	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00～翌日の11:00まで 所 追上駐車場	
9	火	可燃ゴミ・古紙などの収集	時 11:00～翌日の11:00まで 所 追上駐車場	
12	金	遠足・校外学習（6年）		

駐在所だより

平成29年度 自転車交通安全運動月間

期 間

平成29年4月1日(土)から5月31日(水)まで
【自転車街頭指導日 4月10日(月)、5月8日(月)】

運動の基本

自転車利用者の交通ルールの遵守と
交通マナーの向上

目 的

自転車利用者の交通安全意識の高揚を図り、「徳島県自転車の安全で適正な利用に関する条例」を周知するとともに、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を推進し、自転車乗用中の交通事故防止と自転車の安全で適正な利用の促進を図ることを目的としています。

運動重点

- 自転車の安全利用の実践
- 自転車交通安全教育の推進
- 安全な自転車利用環境の整備
- 安全性の高い自転車の普及
- 自転車事故に備えた措置



春の野に目立つ黄色い花

春爛漫。ウメが終わり、誰もが待つサクラは満開。外に出ると肌寒い中にも畠にナノハナが咲き乱れ、庭にサンシュユ、しだれたオウバイ、それに次いで山にはアオモジが咲いている。

田んぼの畔にはタンポポ、ハハコグサ、ハルノノゲシ、ジシバリ、ミツバツチグリ、いずれも黄色が目立つ。植物は何のために花を咲かせるのだろう。人を喜ばすためだろうか。

花にはチョウ、アブ、ハチなど。蜜を求めて花から花へ盛んに飛び回っている。そうか、植物は



ジシバリとアブ

自分で動けないので虫たちを蜜で誘い子孫を残すために受粉をしてもらうのだ。黄色の花びらはこの時期、虫が見つけやすい色かな。草木は受粉、虫たちは餌をもらうというwin-winの関係なのである。

(東)



コオニタビラコ



ハハコグサ



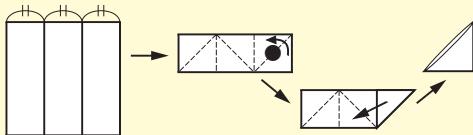
カレーサモサ

《作り方》

- ①卵は茹で卵にし、じゃがいもはレンジで（7分）かけ、皮をむいてつぶす。
ミックスベジタブルはさっと湯に通し水気をきる。
- ②ボールに①とAの調味料をいれて混ぜる。
- ③春巻きの皮は縦に3等分し三角に折って
②の具をつめ、折りたたんで水にといた小麦粉をぬって止める。
- ④油で（170°C）できつね色に揚げる。

★ポイント★

- ・中の具は調理済みなので、外側をカリッと揚げると出来上がりです。
- ・三角の折りかた



《材料(6人分)》

卵	1コ	カレー粉	小1/2
じゃがいも	200g	塩	小1/3
ミックスベジタブル	30g	こしょう	少々
春巻きの皮	4枚	マヨネーズ	小2
小麦粉	少々	揚油	

しあわせごはん

ヘルスマイト(食生活改善推進員)のおすすめレシピ

1人当たり
栄養成分

エネルギー
炭水化物

98kcal
9.0g

蛋白質
塩 分

2.0g
0.4g

脂 質 6.0g

No.97